

○角田市情報セキュリティ対策に関する規程

平成27年12月 1 日庁訓第14号

改正

令和 2 年 3 月 31 日庁訓第14号

令和 8 年 2 月 19 日庁訓第 1 号

角田市情報セキュリティ対策に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定め、もって行政に対する市民の信頼の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員及び同条第 3 項に規定する特別職の職員をいう。
- (2) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェアをいう。）をいう。
- (3) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) 情報資産 ネットワーク、情報システムの構成機器及び電磁的記録媒体等並びにこれらで取り扱う情報（紙等に記載された情報を含む。）をいう。
- (5) 管理区域 コンピュータ又はネットワークに係る構成機器を設置し、及び管理するために必要な区域をいう。
- (6) 機密性 情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態をいう。
- (7) 完全性 情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態をいう。
- (8) 可用性 情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく情報にアクセスできる状態をいう。
- (9) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (10) 情報セキュリティポリシー この規程及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、次に掲げるものを想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、重要情報の詐取及び内部不正、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等
- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、ソフトウェアの設計又は開発の不備、プログラム上の欠陥、操作又は設定ミス、メンテナンス不備、内部又は外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止
- (4) 大規模かつ広範囲に渡る疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全
- (5) 電力供給、通信、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及
- (6) その他市長が特に認めたもの

(適用範囲)

第4条 この規程は、市における全ての情報資産、管理区域及び情報資産に接する全ての職員等に対して適用する。

(職員等の遵守義務)

第5条 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び第8条第2項に規定する情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条の脅威から情報資産を保護するために、次に掲げる情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。
- (2) 業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、情報セキュリティの強化を目的とした対策を講じる。
- (3) サーバ、情報システム室、通信回線、職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。
- (4) 情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

- (5) コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策を講じる。
- (6) 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際の情報セキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じる。
- (7) 情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。
- (8) 業務委託及びクラウドサービスを含む外部サービス利用時における情報セキュリティの確保を講じる。
- (9) 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第7条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

(情報セキュリティ対策基準等の策定)

第8条 情報セキュリティの総合的な対策等を講じるため、具体的な遵守事項、判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を別に策定するものとする。

- 2 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を別に策定するものとする。
- 3 情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより市の安全と秩序の維持に支障が生ずることから、原則として、角田市情報公開条例（平成11年角田市条例第22号）第11条第7号の規定に該当する非公開情報とする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティ対策に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この庁訓は、平成27年12月1日から施行する。

(住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理に関する規程及び情報システム運用管理に関する

る規程の廃止)

2 次に掲げる庁訓は、廃止する。

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理に関する規程(平成15年角田市庁訓第8号)

(2) 情報システム運用管理に関する規程(平成20年角田市庁訓第7号)

附 則(令和2年3月31日庁訓第14号)

この庁訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和8年2月19日庁訓第1号)

この庁訓は、令和8年3月2日から施行する。